

モノをサービスに転換し、自由に国境を越えるデジタル経済の下では、現行の国際課税ルールが適切に対応できない。この問題意識から2012年に始まったのが、OECD・BEPS（税源浸食及び利益移転）プロジェクトである。2015年秋に最終報告書が出されたが、中国やインドなど新興国も加わり問題意識を共有する、税の世界ではめずらしいプロジェクトであった。

米国IT企業という「共通の敵」がいたことが大きい。アマゾン・ドット・コム（Amazon.com）やグーグル（Google）に代表される米国IT企業が、自国（源泉国）でビジネスを行い利益を上げながら、その収益は無形資産の移転により低税率国・タックス・ヘイブンに帰属させ課税できないというビジネスモデルが、「価値創造地と納税地のかい離」として議論された。

ついこの間まで国際課税の議論は、多国籍企業の本拠地である居住地国と、彼らが実際にビジネスをして利益を上げる源泉地国との税源配分の問題であったが、今日デジタル経済の下での課題は、米国IT企業と米国以外の先進国・新興国（消費国）という構図になったのである。米国は、BEPSの議論に加わりながらも、プロジェクトで策定されたBEPS防止措置のうち、租税条約に関連する措置をマルチで既存の租税条約に導入しようというBEPS防止措置実施条約（MLI, Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion and Profit Shifting）には加盟しないという両面作戦をとっている。トランプ政権になって、税制当局（政府）としての立場と米国企業の代弁者としての立場が、ますます利益相反するようになってきた。

デジタル経済化と税制で最も深刻な影響を受けているのはEU諸国である。例えばアマゾンの倉庫とPEの問題では、オーストリア居住者

がアマゾンを通じて商品を買くと、購買契約はルクセンブルクのアマゾン販売子会社と結び、商品はドイツの配送センターから送られてくる。配送センターがPEになってもオーストリア政府には課税権は生じない。アマゾンの倉庫のない国にとって、倉庫をPEとするだけではならず、「PE概念に代わる抜本的な見直し」を行わなければ法人税を失うことになる。

2017年9月のEU財務相会合（ECOFIN）非公式会合では、短期的解決策（“quick fixes”）として、広告による収益への付加税、withholding tax（源泉徴収税）、equalization levy（平衡税、売上高に対する一律課税）などを候補に挙げた。同時に根本的解決策（“Comprehensive approach”）として、PE概念を見直し、物理的施設がなくてもsignificant digital presenceがあれば、PEとみなして法人課税の根拠とすることの検討を開始している。これは、消費地でどう課税するかという問題である。

背景には、英国がBEPS最終報告前に利益迂回税（diverted profits tax）を導入し、類似の動きが他国に広がりつつあることへの、EUの懸念がある。また、EUとしての共通ポジションを確立し、OECDの議論に望みたいという思惑もある。

実際に課税するには、PEに帰属する所得計算の見直しも必要となるので、多国籍企業から得られる税収を一定の方式によって各国に配分するフォーミュラー・アプローチも選択肢に入っている。これは、EUにおける共通統合法人課税ベース（CCCTB）の議論とも連動する。

デジタル経済の下では税制が法人所得課税から法人仕向地課税や消費課税へ、さらには売上税や資産課税（データベースへの課税）へとシフトしていかざるを得ない。4月のG20に報告される中間報告が待たれる。

税制之理

第 133 回

デジタル経済への
対応を急ぐEU

森信茂樹

中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員